

鶴岡市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鶴岡市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市長が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、広告主（広告の掲載の決定を受けた者をいう。以下同じ。）の指定するホームページにリンクするバナー広告とする。

(広告の掲載ページ)

第3条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとする。

(広告掲載の基準)

第4条 要綱第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 市の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをするおそれがあるもの

2 広告を掲載しようとする者は、その指定するリンク先のホームページの内容について、前項及び要綱第3条に規定する基準を満たさなければならない。

(広告等の修正)

第5条 市長は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容が前条及び要綱第3条に規定する基準に違反している場合は、広告主に対して修正を求めるものとする。

(広告の枠数、広告掲載料及び規格)

第6条 掲載する広告の枠数、広告掲載料及び1枠当たりの規格は、次のとおりとする。

枠数	最大6枠
広告掲載料	1枠当たり10,000円/月
規格	サイズ 横170ピクセル×縦40ピクセル 形式 GIF（アニメーションは不可とする）又はJPEG 容量 10キロバイト以下

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載の期間は、原則として月の初日から末日までの1月を単位とし、12月を上限とする。ただし、月の初日又は末日が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載始期

又は終期を、その日後においてその日に最も近い当該各号に定める日以外の日とする。

(1) 土曜日、日曜日又は国民の祝日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(広告掲載の申込み)

第8条 要綱第6条の規定による広告掲載の申込みは、掲載しようとする期間の初日の1月前までの日に行うものとする。

(広告主の届出義務)

第9条 広告主は、広告が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) リンク先ホームページのURLを変更するとき。

(2) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。

(3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(4) 広告主の名称、所在地、連絡先又は代表者を変更するとき。

(5) 広告主、広告の内容等が、第4条及び要綱第3条に規定する基準に抵触することとなったとき。

(広告掲載料の還付)

第10条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった期間(以下「不掲載期間」という。)があった場合は、不掲載期間に応じた額を広告主に還付する。この場合において、不掲載期間に1月未満の端数があったときは日割りで算定するものとする。

2 前項の日割りの計算においては、24時間を1日と算定し24時間未満の時間についてはこれを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第11条 広告主は、市長にあらかじめ協議した上で、1月を単位として広告の内容を変更することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。